

売買契約書（案）

1. 案件名稱 令和7年度防災用備蓄食料等購入
2. 品名・物件名 仕様書のとおり
3. 数量（単位） 1式
4. 仕様 仕様書のとおり
5. 契約金額 ￥ . -

〔うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額〕 ￥ . -

6. 納入期限 令和8年3月13日
7. 納入場所 近畿農政局外13か所
8. 契約保証金 免除

標記の案件について、発注者と受注者との間に、標記各項及び次の契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

氏 名 支出負担行為担当官

近畿農政局長 志知 雄一

受注者 住 所
氏 名

(契約の目的)

第1条 受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を、納入期限（以下「納期」という。）までに納入し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(納入の届出)

第5条 受注者は、契約物品を納入しようとするときには、納入の期日等についてあらかじめ発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、契約物品を納入する場合には、納品書を添付して発注者に届け出るものとする。
3 発注者は、前項に規定する届け出があった場合には、天災地変等やむを得ない事由により受理できないときを除き、これを受理しなければならない。

(納期の猶予)

第6条 受注者は、納期までに契約物品を納入できないと認めたときは、直ちにその理由、納入予定期日等を発注者に申し出て、納期の猶予について発注者の承認を得なければならない。

2 発注者は、受注者が納期の猶予を申し出たときには、支障がないと認める期限まで納期を猶予することができる。
3 受注者の責に帰すべき事由により納期までに契約物品を納入できなかった場合は、受注者は、遅延日数（納期の猶予後、契約を解除したときは、解除の日までの日数）に応じて、遅延相当部分に対する契約金額に、遅延が生じた最初の時点における民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率を乗じて計算した遅延金を受注者に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りでない。

(納入不能等の通知)

第7条 受注者は、理由の如何を問わず、納期までに契約物品の全部又は一部を納入する見込みがなくなった場合、又は納入することができなくなった場合は、直ちに発注者にこの旨を書面により通知するものとする。

(検査)

第8条 受注者は、契約物品について、その品質及び性能に関し発注者の検査を受けなければならぬ。

- 2 発注者は、第5条第2項の届け出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 発注者は、自己に代わって前項の検査を行うため検査職員を指定したときは、これを受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、検査に立ち合わなければならぬ。ただし、受注者が立ち会わぬ場合は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。
- 5 検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 6 検査の実施の場所は、納入場所で行うものとする。

(再検査)

第9条 受注者は、検査の結果、契約物品が不合格となった場合は、次条の規定により値引受領する場合を除き、発注者の指示するところに従い、当該物件について数量の追加、異状品の補修又は代品による補充（以下「補修等」という。）を行い発注者の再検査を受けなければならぬ。

- 2 受注者は、発注者から要求のあった場合には、不合格となった契約物品について、補修等を行い再検査のため納入場所に持込むまでの間、当該契約物品を納入場所から引き取らなければならぬ。
- 3 受注者が発注者の要求にかかわらず、不合格となった契約物品を納入場所から引き取らない場合には、発注者は当該契約物品の保管の責を負わぬものとする。
- 4 第1項の場合において、納期に契約物品を納入することができないときは、第6条第3項の規定による遅延金を支払うものとする。

(値引受領)

第10条 発注者は、第8条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納品の完了と所有権の移転)

第11条 受注者は、第8条の規定による検査に合格したとき又は発注者が値引受領の契約物品を受領したときをもって納品を完了したものとし、当該時点において契約物品の所有権が受注者から発注者に移転するものとする。（以下、所有権移転後の契約物品を「引渡し物品」という。）

(危険負担)

第12条 前条に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

2 前条に規定する所有権の移転後に生じた引渡し物品の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

(代金の請求及び支払)

第13条 受注者は、契約物品を納入した場合において、発注者の行うすべての検査に合格したとき又は発注者が第10条の規定による値引受領の納入を認めそれを受領したときは、支払請求書により代金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項に定める適正な請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 発注者は、約定期間に内に代金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者が第8条第2項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、受注者は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を受注者に対して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第15条 引渡し物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、発注者は、自らの選択により、受注者に対し引渡し物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する

ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は受注者が第1項に規定する発注者の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。
- 4 発注者は、引渡し物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に受注者に対して通知するものとする。
- 5 履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(契約の変更)

第16条 発注者は、受注者が契約物品の納入を完了するまでの間において、仕様書等を変更することができる。

- 2 発注者は仕様書等を変更する場合には、受注者と協議しなければならない。
- 3 受注者は、この契約により発注者のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、発注者と協議することができる。
- 4 契約金額の変更が行われる場合には、受注者は当該変更に関する見積書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(事情の変更)

第17条 発注者並びに受注者は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、次条又は第20条の規定によるほか、発注者の都合により必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその

履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 受注者が納入期限（第6条第2項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
- 二 第8条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- 三 第15条第3項に該当するとき。
- 四 この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- 五 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - 六 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - 二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及

び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第6条第3項に規定する納期の遅延が生じたとき。
- 二 第15条に規定する契約不適合あるとき。
- 三 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(違約金)

第23条 受注者は、第19条又は第20条の規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の10に相当する金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第6条第3項の規定による遅延金が生じているときは、受注者は発注者に対し当該遅延金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 債務の不履行が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第18条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第27条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又

は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第28条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第29条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第30条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第31条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第32条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第33条 発注者は、第29条、第30条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第29条、第30条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第34条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

第35条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の業務上の秘密をこの契約期間にかかるわらず外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(賠償金等の徴収)

第36条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(契約外の事項)

第37条 この契約について定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。